

財団法人岩手県文化振興事業団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人岩手県文化振興事業団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県盛岡市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・保存、活用等を図り、もって県民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽、舞踊、演劇、美術その他の芸術文化事業
- (2) 芸術文化及び文化財保護の活動に対する助成
- (3) 歴史、芸術、民俗等に関する資料の収集、保管、展示等の事業
- (4) 埋蔵文化財の調査、整理、保存、記録資料作成等の事業
- (5) 教育、学術及び文化の国際交流事業
- (6) 委託及び指定管理者としての指定を受けた文化施設の管理
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(業務運営の基本原則)

第5条 この法人の業務は、法令及びこの寄附行為に定めるところに従い、適正な運営を旨とするとともに、文化の振興に関する岩手県及び岩手県教育委員会の施策と一体性をもって運営されなければならない。

第2章 資産、会計及び基金

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

[5] その他の収入

(資産の種別)

第7条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、岩手県教育委員会の承認を受けて、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第9条 資産は、理事会の議決をもって定める方法により、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第11条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基金)

第13条 この法人に、県民の自主的な芸術文化及び文化財保護の活動に対する助成を目的として定額の資金を運用するため、文化振興基金(以下「基金」という。)を設ける。

2 基金は、前項の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 基金の運用から生ずる収益及び基金に要する経費は、それぞれ毎会計年度の収支予算に計上しなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、基金の管理、処分その他基金に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別

に定める。

第3章 役員及び職員

(種別及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上15人以内(理事長1人、副理事長1人を含む)

(2) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会で選任する。

3 理事は、互選で理事長及び副理事長を定める。

4 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を岩手県教育委員会に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を岩手県教育委員会に届け出なければならない。

(職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任の者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において理事の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められる場合

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(相談役)

第18条 この法人に相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、学識経験者のうちから理事長が理事会に諮って委嘱する。

3 相談役は、重要な事項について、理事長の相談に応ずる。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催の日時及び場所を示して、あらかじめ、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 評議員会等

(評議員)

第28条 この法人に評議員6人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員の任期及び解任については、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第16条及び第17条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第29条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄付行為に定める事項を行うほか、この法人の業務の執行に関して理事長の求めに応じて意見を述べることができる。

(評議員会の招集等)

第30条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催の日時及び場所を示して、あらかじめ、文書をもって通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(文化振興基金審査委員会)

第31条 この法人に基金に係る事業の適正な運営を図るため、文化振興基金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 助成対象事業の採択に関する事。
- (2) 助成金の交付決定の取消しに関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基金に関する重要事項に関する事。

3 審査委員会の委員の定数任期その他審査委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、かつ、岩手県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、岩手県教育委員会の許可があったときは解散する。

2 解散のとき存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、岩手県教育委員会の許可を経て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(委任)

第34条 この法人の寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第14条第3項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条及び第21条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人は、解散する財団法人岩手県民会館、財団法人岩手県埋蔵文化財センター及び財団法人岩手県文化振興基金(以下「旧法人」という。)の事業並びに旧法人の解散の際、現にその職員として在職する者で引き続きこの法人の職員となったものに係る当該職員と旧法人との間における雇用関係上の権利及び義務について、これを包括的に承継するものとする。

(別紙)

財団法人岩手県文化振興事業団役員

役員名	氏名
理事長	中村直
副理事長	金子彰吉
理事	吉丸正夫
〃	草間俊一
〃	太田大三
〃	東島末起
〃	佐々木一郎
〃	鏡たか子
〃	中島孝助
〃	佐藤武
〃	及川昌二
監事	斉藤政憲
〃	佐々木浩

附則

この寄附行為は、岩手県教育委員会の承認のあった日から施行する。

平成6年4月20日承認

附則

- 1 この寄附行為は、岩手県教育委員会の承認のあった日（平成17年4月25日）から施行する。
- 2 この寄附行為による改正後の寄附行為第14条第2項及び第3項の規定は、現在、評議員である者の任期終了に伴い新たに選任された評議員の就任の日以後に行われる役員の選任から適用し、同日前に行われた役員の選任については、なお従前の例による。

附則

この寄附行為は、岩手県教育委員会の承認のあった日（平成18年4月1日）から施行する。